

## 総合介護保障移行特約



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

## ご契約のしおり

## 「総合介護保障」に移行した部分のしきみ・特長・お支払について

この特約は、痴ほう介護保険において、保険契約者から申出があった場合、将来の痴ほうのみの保障に代えて、痴ほうと寝たきりの両方を保障する保障内容変更の特約です。

主契約がつぎのいずれかの場合、この特約による保障内容の変更のお取扱はできませんのでご注意ください。

①保険料払込期間が終身のとき

②保険料払込期間満了の日までの保険料が払込まれていないとき

③この特約締結前に、主契約が終身払契約から一時払契約へ変更があった場合は、その変更日からこの特約の締結日までの期間が2年未満のとき

※「総合介護保障移行特約」の締結日は、主契約の痴ほう介護年金保障開始日となります。

\*痴ほう介護年金などは、つぎのとおりお支払いします。

## &lt;特約痴ほう介護年金&gt;

お支払事由	つぎのすべての条件をみたしたとき。 ①被保険者が、主契約の責任開始期前に「痴ほう」と診断確定されたことがないこと。 ②被保険者が、「痴ほうによる要介護状態」に該当し、その該当した日からその日を含めて3か月以上「痴ほうによる要介護状態」が継続していることが、医師により証明されていること。 ③上記②の条件をみたした場合の「痴ほうによる要介護状態」に該当した最初の日（以下、「痴ほう介護認定日」といいます。）が、この特約の締結日以後であること。
お支払額	I型：8万5千円×（継続月数） II型：10万円×（継続月数） ここに継続月数とは、「痴ほう介護認定日」からその日を含めて支払事由に該当しなくなった日までの「痴ほうによる要介護状態」の継続月数をいいます。（この継続月数に月数未満の端数が出た場合は、端数は切り上げます。）
お受取人	主契約の痴ほう介護年金受取人

### <特約重度介護年金>

お支払事由	つぎのすべての条件をみたしたとき。 ①被保険者が、傷害または疾病により「重度介護状態」に該当し、その該当した日からその日を含めて6か月以上「重度介護状態」が継続していることが、医師により証明されていること。 ②上記①の条件をみたした場合の「重度介護状態」に該当した最初の日（以下、「重度介護認定日」といいます。）が、この特約の締結日以後であること。
お支払額	I型：8万5千円×（継続月数） II型：10万円×（継続月数） ここに継続月数とは、「重度介護認定日」からその日を含めて支払事由に該当しなくなった日までの「重度介護状態」の継続月数をいいます。（この継続月数に月数未満の端数が出た場合は、端数は切り上げます。）
お受取人	主契約の痴ほう介護年金受取人

### <特約死亡保険金>

お支払事由	被保険者が、この特約の締結日以後に死亡したとき。
お支払額	特約条項をご覧ください。
お受取人	主契約の死亡保険金受取人

### <特約健康祝金>

お支払事由	被保険者が、この特約の締結日後、5年毎に到来する年単位の契約応当日（以下、「特約支払基準日」といいます。）につぎのすべての条件をみたしたとき。 ①この特約の型がI型であること。 ②生存していること。 ③特約痴ほう介護年金または特約重度介護年金の支払事由に該当していないこと。
お支払額	1回20万円
お受取人	保険契約者

#### ご注意

「痴ほうによる要介護状態」、「重度介護状態」については特約条項をご覧ください。

## 特約条項

### 総合介護保障移行特約

(2018年4月2日制定)

#### <この特約の趣旨>

- (1) この特約は、すでに締結されている痴ほう介護保険契約の全部または一部について、将来の痴ほう介護年金、死亡保険金および健康祝金の支払いに代えて、「痴ほうによる要介護状態」と「重度介護状態」の両方を保障した総合介護保障を行うことを目的としたものです。
- (2) この特約の付加により総合介護保障に移行した部分については、この特約の型に応じて、つきの給付を行います。

型	給付の種類
I型	特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金、特約健康祝金
II型	特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金

#### 第1条<用語の意義>

この特約において「総合介護保障」および「契約応当日」の意義は、つきのとおりとします。

##### (1) 総合介護保障

特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金および特約健康祝金の支払いを行うことによる保障をいいます。ただし、特約健康祝金の支払いを行うのは、この特約の型がI型の場合に限ります。

##### (2) 契約応当日

すでに締結されている痴ほう介護保険契約（以下、「主契約」といいます。）の年単位の契約応当日をいいます。

#### 第2条<痴ほうの定義および診断確定>

1 この特約において「痴ほう」とは、つきの(1)、(2)のすべてに該当する「器質性痴呆」で、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」に規定されている「器質性痴呆」（別表2）をさします。

(1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること。

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。

2 「痴ほう」の診断確定は、日本の医師の資格を持つもの（以下、「医師」といいます。）によってなされたものでなければならないものとします。

#### 第3条<痴ほうによる要介護状態の定義およびその診断>

1 この特約における「痴ほうによる要介護状態」とは、つきの(1)、(2)のすべてに該当するものをいいます。

(1) 「痴ほう」と診断確定されていること。

(2) 意識障害のない状態で、つきの見当識障害のいずれかがあること。

① 常時、時間の見当識障害があること。ただし、時間の見当識障害の判定基準は、季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができるかによるものとします。

② 場所の見当識障害があること。ただし、場所の見当識障害の判定基準は、今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができるか

によるものとします。

ハ) 人物の見当識障害があること。ただし、人物の見当識障害の判定基準は、日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができるかによるものとします。

2 前項(2)に規定する見当識障害の診断は、「痴ほう」の診断確定を行った医師によってなされたものでなければならないものとします。

#### **第4条＜重度介護状態の定義およびその診断＞**

1 この特約において「重度介護状態」とは、常時寝たきり状態で、つぎの(1)に該当し、かつ、(2)～(5)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (3) 入浴が自分ではできない。
- (4) 食物の摂取が自分ではできない。
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

2 前項に規定する「重度介護状態」の診断は、医師によってなされたものでなければならないものとします。

#### **第5条＜特約の締結＞**

1 この特約は、保険契約者から、主契約の全部または一部を総合介護保障に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2 主契約の一部を総合介護保障に移行するときは、つぎに定めるところによります。

- (1) 保険契約者は、総合介護保障に移行しない部分の口数を指定することを要します。
- (2) 総合介護保障に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち総合介護保障に移行しない部分」と読み替えます。

3 この特約の締結日は、主契約の痴ほう介護年金保障開始日とします。

4 保険契約者は、つぎのいずれかの場合には、この特約を締結することはできません。

- (1) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (2) 主契約の保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき

5 この特約が付加された後は、つぎの取扱いを行いません。ただし、主契約のうち総合介護保障に移行しない部分についてはこの限りではありません。

- (1) 主契約の痴ほう介護年金の支払
- (2) 主契約の死亡保険金の支払
- (3) 主契約の健康祝金の支払

6 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行うことを要します。

7 この特約が締結されたときは、保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

#### **第6条＜特約の型＞**

保険契約者は、この特約の締結の際、主契約のうち総合介護保障に移行した部分（以下、「総合介護保障移行部分」といいます。）の給付の種類に応じて、つぎのいずれかの型を特約の型として選択するものとします。

型	給付の種類
I型	特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金、特約健康祝金
II型	特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金

### 第7条＜特約痴ほう介護年金額、特約重度介護年金額、特約死亡保険金額、特約健康祝金額の計算＞

特約痴ほう介護年金額、特約重度介護年金額、特約死亡保険金額および特約健康祝金額は、主契約の保険料積立金の全部または一部をもとに、会社の定めるところにより計算します。

### 第8条＜特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金、特約健康祝金の支払＞

1 特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金および特約健康祝金の支払は、つきのとおりとします。

名称	支払事由	支払額 (総合介護保障移行部分 1口当り)	受取人
(1) 特約 痴 ほう 介 護 年 金	<p>つきのすべての条件をみたしたとき。</p> <p>①被保険者が、主契約の責任開始期前に「痴ほう」と診断確定されたことがないこと。</p> <p>②被保険者が、「痴ほうによる要介護状態」に該当し、その該当した日からその日を含めて3か月以上「痴ほうによる要介護状態」が継続していることが、医師により証明されていること。</p> <p>③上記②の条件をみたした場合の「痴ほうによる要介護状態」に該当した最初の日（以下、「痴ほう介護認定日」といいます。）が、この特約の締結日以後であること。</p>	<p>I型：8万5千円×（継続月数）</p> <p>II型：10万円×（継続月数）</p> <p>ここに継続月数とは、「痴ほう介護認定日」からその日を含めて支払事由に該当しなくなった日までの「痴ほうによる要介護状態」の継続月数をいいます。（この継続月数に月数未満の端数が出た場合は、端数は切り上げます。）</p>	主契約の痴ほう介護年金受取人
(2) 特約 重 度 介 護 年 金	<p>つきのすべての条件をみたしたとき。</p> <p>①被保険者が、傷害または疾病により「重度介護状態」に該当し、その該当した日からその日を含めて6か月以上「重度介護状態」が継続していることが、医師により証明されていること。</p> <p>②上記①の条件をみたした場合の「重度介護状態」に該当した最初の日（以下、「重度介護認定日」といいます。）が、この特約の締結日以後であること。</p>	<p>I型：8万5千円×（継続月数）</p> <p>II型：10万円×（継続月数）</p> <p>ここに継続月数とは、「重度介護認定日」からその日を含めて支払事由に該当しなくなった日までの「重度介護状態」の継続月数をいいます。（この継続月数に月数未満の端数が出た場合は、端数は切り上げます。）</p>	主契約の痴ほう介護年金受取人

名称	支払事由		(総合介護保障移行部分 1口当り)		受取人
(3) 特約死亡保険金	被保険者が、この特約の締結日以後に死亡したとき。				
	・主契約の契約日が平成5年11月1日以前の場合				
	料主 払契 入約 期の 間保 険	障う主 開介契 始護約 年年の 齢金痴 保ほ	I型		II型
			男性	女性	男性
	60歳 払済	満60歳	607,330円	494,420円	1,108,520円
	65歳 払済	満65歳	568,120円	665,050円	778,180円
					770,680円
	70歳 払済	満70歳	569,980円	938,310円	557,140円
	・主契約の契約日が平成5年11月2日以後の場合				
	料主 払契 入約 期の 間保 険	障う主 開介契 始護約 年年の 齢金痴 保ほ	I型		II型
			男性	女性	男性
	60歳 払済	満60歳	574,780円	474,730円	1,046,220円
	65歳 払済	満65歳	534,870円	633,440円	728,100円
					707,920円
	70歳 払済	満70歳	536,800円	893,270円	515,240円
(4) 特約健康祝金	被保険者が、この特約の締結日後、5年毎に到来する年単位の契約応当日（以下、「特約支払基準日」といいます。）につぎのすべての条件をみたしたとき。 ①この特約の型がI型であること。 ②生存していること。 ③特約痴ほう介護年金または特約重度介護年金の支払事由に該当していないこと。		1回20万円		

名称	免責事由
(1) 特約痴ほう 介護年金	被保険者が、つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき。 ①保険契約者、被保険者または主契約の痴ほう介護年金受取人の故意 ②被保険者の犯罪行為 ③戦争その他の変乱 ④被保険者の薬物依存 ⑤被保険者のアルコール精神病
(2) 特約重度 介護年金	被保険者が、つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき。 ①保険契約者、被保険者または主契約の痴ほう介護年金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③戦争その他の変乱 ④被保険者の薬物依存 ⑤被保険者のアルコール精神病
(3) 特約死亡 保険金	被保険者が、つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき。 ①保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意 ②戦争その他の変乱

- 2 特約痴ほう介護年金または特約重度介護年金の支払事由に該当した場合、その支払は、第9条＜特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金、特約健康祝金の請求、支払時期および支払場所＞に規定する請求方法にもとづき行います。
- 3 「痴ほう介護認定日」以後3か月間の特約痴ほう介護年金は、「痴ほう介護認定日」からその日を含めて3か月経過した日まで「痴ほうによる要介護状態」に該当したことが証明された後に、一括して支払うものとします。
- 4 「重度介護認定日」以後6か月間の特約重度介護年金は、「重度介護認定日」からその日を含めて6か月経過した日まで「重度介護状態」に該当したことが証明された後に、一括して支払うものとします。
- 5 特約痴ほう介護年金の支払において、「痴ほうによる要介護状態」に該当した日からその日を含めて3か月を経過するまでに被保険者が死亡した場合は、死亡時まで「痴ほうによる要介護状態」であったことが医師により証明されたときに限り、会社は、特約痴ほう介護年金を支払うものとします。
- 6 特約痴ほう介護年金および特約重度介護年金の支払限度は、通算して120か月とします。
- 7 特約痴ほう介護年金と特約重度介護年金の支払事由が重複する場合には、重複する期間については特約痴ほう介護年金を支払い、特約重度介護年金は支払いません。
- 8 特約健康祝金の支払は、被保険者の年齢が満100歳に達したのちに到来する最初の年単位の契約応当日（満100歳に達した日と年単位の契約応当日が一致する場合は、その応当日）の支払をもって終了します。
- 9 特約健康祝金の支払後において、当該特約健康祝金の特約支払基準日以前に特約痴ほう介護年金または特約重度介護年金の支払事由が発生していたことにより特約痴ほう介護年金または特約重度介護年金の支払請求があったときには、特約痴ほう介護年金または特約重度介護年金支払対象期間中に支払われている特約健康祝金の金額を差し引いて特約痴ほう介護年金または特約重度介護年金を支払うものとします。

- 10 免責事由に該当して、特約死亡保険金を支払わない場合には、会社は、保険料積立金（特約死亡保険金額を上まわる場合は、特約死亡保険金額と同額とします。以下同じ。）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 11 主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、特約死亡保険金の残額をその他の受取人に支払い、支払わない部分の積立金を保険契約者に支払います。
- 12 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金または特約死亡保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、会社は、その程度に応じ、特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金または特約死亡保険金を全額または削減して支払うことがあります。

#### **第9条＜特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金、特約健康祝金の請求、支払時期および支払場所＞**

- 1 特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金または特約健康祝金（以下、総称して「特約保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由の生じた特約痴ほう介護年金の受取人は、つぎのとおり請求してください。
  - (1) 特約痴ほう介護年金の支払事由に該当した場合は、「痴ほう介護認定日」からその日を含めて3か月を経過した日から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出し、特約痴ほう介護年金を請求してください。
  - (2) 前号の請求のあと、「痴ほうによる要介護状態」が、「痴ほう介護認定日」からその日を含めて4か月以上継続している場合には、1か月単位に必要書類（別表1）を会社に提出し、特約痴ほう介護年金を請求してください。ただし、「痴ほう介護認定日」からその日を含めて6か月を経過する毎に、6か月を経過した日（ただし、6か月を経過する前に支払事由に該当しなくなった場合には、その該当しなくなった日）から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出し、請求することもできるものとします。
- 3 支払事由の生じた特約重度介護年金の受取人は、つぎのとおり請求してください。
  - (1) 特約重度介護年金の支払事由に該当した場合は、「重度介護認定日」からその日を含めて6か月を経過した日から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出し、特約重度介護年金を請求してください。
  - (2) 前号の請求のあと、「重度介護状態」が、「重度介護認定日」からその日を含めて7か月以上継続している場合には、1か月単位に必要書類（別表1）を会社に提出し、特約重度介護年金を請求してください。ただし、「重度介護認定日」からその日を含めて6か月を経過する毎に、6か月を経過した日（ただし、6か月を経過する前に支払事由に該当しなくなった場合には、その該当しなくなった日）から30日以内に、必要書類（別表1）を会社に提出し、請求することもできるものとします。
- 4 支払事由の生じた特約死亡保険金または特約健康祝金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して、その特約死亡保険金または特約健康祝金を請求してください。
- 5 この特約の特約保険金等の支払時期および支払場所については、主約

款の規定を準用します。

## 第10条<鑑定人および裁定人>

- 「痴ほうによる要介護状態」または「重度介護状態」の診断について、会社と保険契約者、被保険者または主契約の痴ほう介護年金受取人との争いが生じたときは、その争いは当事者双方が、書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。鑑定人の間に意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。
- 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

## 第11条<詐欺による取消し>

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの特約の締結が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、特約痴ほう介護年金額、特約重度介護年金額、特約死亡保険金額および特約健康祝金額の計算に用いられた第7条<特約痴ほう介護年金額、特約重度介護年金額、特約死亡保険金額、特約健康祝金額の計算>の主契約の保険料積立金は払い戻しません。

## 第12条<不法取得目的による無効>

保険契約者が特約保険金等を不法に取得する目的または他人に特約保険金等を不法に取得させる目的をもってこの特約の締結が行われたときは、会社は、総合介護保障移行部分を無効とします。この場合、特約痴ほう介護年金額、特約重度介護年金額、特約死亡保険金額および特約健康祝金額の計算に用いられた第7条<特約痴ほう介護年金額、特約重度介護年金額、特約死亡保険金額、特約健康祝金額の計算>の主契約の保険料積立金は払い戻しません。

## 第13条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

## 第14条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

## 第15条<解約>

- 保険契約者は、将来に向って総合介護保障移行部分を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

## 第16条<口数の減少>

総合介護保障移行部分の口数の減少は取り扱いません。

## 第17条<特約の払戻金>

- 総合介護保障移行部分の解約払戻金はその経過年月数により計算します。
- 解約払戻金は別表4によって例示します。ただし、特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金の支払中の場合は、解約払戻金はありません。

## 第18条<時効>

特約痴ほう介護年金、特約重度介護年金、特約死亡保険金、特約健康

祝金および保険料積立金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合は消滅します。

## 第19条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

## 第20条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

### (1) 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

### (2) 薬物依存、アルコール精神病

「薬物依存」、「アルコール精神病」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F10、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

### (3) 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などをしめす状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

### (4) 見当識障害と要介護状態

この特約に規定する見当識障害があると、昼夜の区別や、季節の区別がつかなくなったり、自分の住んでいる家や、今いる場所がわからなくなったり、家族や周囲の人がだれだかわからなくなります。したがって、この保険に規定する見当識障害があると、通常一人で日常生活をすることが困難となり、他人の介護が必要な状態となるので、見当識障害のあることを「痴ほうによる要介護状態」といいます。

## 別表1 請求書類

特約保険金等の請求書類（○印の書類を必要とします。）

項目	提出書類 会社所定の請求書	保 険 証 券	印鑑証明書			場合 し、 に は、 被 保 険 者 の 戸 籍 抄 本 が 必 要 と 認 め た 「但 し、 会 社 が 必 要 と 認 め た」	受 取 人 の 戸 籍 抄 本	医 師 の 診 断 書	会 社 所 定 の 様 式 に よ る	会 社 所 定 の 死 亡 検 査 書 または 死 亡 診 断 書
			保 険 契 約 者	被 保 険 者	受 取 人					
特約痴ほう介護年金	○	○	—	—	○	○	○	○	—	
特約重度介護年金	○	○	—	—	○	○	○	○	—	
特約健康祝金	○	○	○	—	—	○	○	—	—	
特約死亡保険金	○	○	—	—	○	○	○	—	○	

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることができます。

## 別表2

第2条に規定する器質性痴呆とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290. 0
初老期痴呆	290. 1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290. 2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290. 3
動脈硬化性痴呆	290. 4
他に分類された状態における痴呆	294. 1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以後は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において上記疾病以外に第2条に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

## 別表4

おおむね特約死亡保険金額と同額になります。（第8条第1項(3)参照）

No.273455(02)MIT. 18. 03. 1200(改)

AF商開2-2018-5006 1月12日